

「子育てのまち」日本一を目指す魚沼市は、男性の育児休業取得を応援します。

男性の育児休業取得促進奨励金

企業等に勤務する男性従業員が育児休業を取得した際、事業主と労働者に対し奨励金が交付される制度です。

制度の概要

1. 申請できる人

事業主	※国や市から事業運営のための補助金を得ている団体は交付対象外になる場合があります。 ○市内に主たる営業所を有する事業主 ○雇用保険の適用事業主であること ○就業規則等で育児休業制度を設けていること ○市内の事業所に勤務する市内在住の男性労働者に、2歳までの子の養育のため、連続した14日以上の子の育児休業を取得させ、職場復帰後1か月以上雇用していること ○市税を滞納していないこと 《必要書類》 ☐ 男性の育児休業取得促進奨励金交付申請書兼実績報告書（事業主用）（様式第1号） ☐ 育児休業に関する就業規則等の写し（事業所名の記載があるもの） ☐ 雇用保険適用事業主であることが確認できるもの（雇用保険適用事業所設置届の写し等） ☐ 育児休業申出書の写し ☐ 育児休業の取得状況と職場復帰して1か月を経過したことが確認できるもの（休業を取得したことで、復帰後1か月勤務したことが分かる出勤簿の写し等）
男性労働者	○市内在住で、育児休業終了後においても2年以上継続して居住する意思があること（※勤務先の所在地は問いません） ○雇用保険の被保険者であること（公務員でないこと） ○2歳までの子の養育のため、連続した14日以上の子の育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること ○市税を滞納していないこと 《必要書類》 ☐ 男性の育児休業取得促進奨励金交付申請書兼実績報告書（休業取得者用）（様式第2号） ☐ 雇用保険被保険者証の写し ☐ 市内在住であること及びその子との関係を証明できるもの（住民票等）※コピー不可 ☐ 育児休業申出書の写し（☆） ☐ 育児休業の取得状況と職場復帰して1か月を経過したことが確認できるもの（休業を取得したことで、復帰後1か月勤務したことが分かる出勤簿の写し等）（☆） ☐ 育児休業取得体験記（様式第3号） ☐ 育児休業取得に関する報告書（事業主用）（様式第4号）（☆） ☐ 育児休業に関する就業規則等の写し（事業所名の記載があるもの）（☆） ☐ 雇用保険適用事業主であることが確認できるもの（雇用保険適用事業所設置届の写し等）（☆） （☆）・・・事業主の申請と併せて申請する場合は提出を省略できます。

2. 対象となる
育 児 休 業 ○育児・介護休業法に規定する育児休業
 ○事業主が就業規則等により独自に設けている育児のための休業・休暇制度

3. 交 付 額 **事 業 主：50,000円**（1年度につき1回）
 男性労働者：50,000円（1子につき1回）※ただし、多胎児の場合は1回とみなします。

申請方法・申請期間

○必要書類を下記窓口に提出してください。

○申請期間は、交付対象となる男性労働者が職場復帰後、1か月勤務した日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までです。

○支給までの流れ

①育休を取得する ⇒ ②職場に復帰する ⇒ ③1か月勤務する ⇒ ④申請する（1か月勤務した日から1か月以内） ⇒ ⑤申請書類の内容確認後、奨励金を支給

申請書のダウンロードなど、詳細は魚沼市のホームページでご確認ください。

提出先・お問い合わせ 魚沼市役所総務政策部企画政策課/☎025-792-1425



《新潟県制度のお知らせ》

「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）」の認定を受けると、県の各種助成金等の対象にもなります。

詳しくは、新潟県のホームページをご覧ください。

